

○上田市リサイクル活動拠点施設管理規則

平成18年3月6日

規則第102号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市リサイクル活動拠点施設条例（平成18年上田市条例第144号）第10条の規定により、リサイクル活動拠点施設（以下「拠点施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 拠点施設を利用しようとする者は、事前に利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第3条 拠点施設を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設、設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (2) 備品を拠点施設外に持ち出さないこと。
- (3) 利用許可のない室又は設備、器具等を利用しないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 利用の権利を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (6) 許可を受けた者のほか、拠点施設の内外において、物品の販売等の営業行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、秩序の維持について市長が指示すること。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。